
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第5日）

令和5年9月22日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和5年9月22日 午後1時30分開議

- 日程第1 請願第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第8号 日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正について陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第3 陳情第9号 日吉津村議会議員政治倫理条例の議会自らの審査会の設置について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第4 議案第27号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第28号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）
- 日程第6 議案第29号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第1回)
- 日程第7 議案第30号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第8 認定第1号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和4年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 同意第16号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第13 日吉津村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について

- 日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第8号 日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正について陳情
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第3 陳情第9号 日吉津村議会議員政治倫理条例の議会自らの審査会の設置について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第4 議案第27号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第28号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第3回)
- 日程第6 議案第29号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第1回)
- 日程第7 議案第30号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 日程第8 認定第1号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第11 認定第4号 令和4年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定につ
いて
- 日程第12 同意第16号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第13 日吉津村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について

日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	大 武 浩	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	井 田 博 之	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和 5 年 9 月第 3 回定例会最終日、討論、採決を行います。

議員各位、執行部におかれましては、会期 1 9 日間、御苦勞さまでした。9 月定例会におきま

しては、前年度、令和４年度決算審査特別委員会が開催され、慎重審議されたことであります。
附帯意見等が次年度に反映されるよう、議会としても注視してまいりたいと思います。

まだまだ残暑厳しいところと思います。議会、執行部共々体調管理には十分に努められ、活力ある村づくり、元気ある村づくりに努めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員数は１０名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 請願第１号

○議長（山路 有君） 日程第１、請願第１号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願を議題といたします。

本請願については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

本委員会に付託されました請願第１号を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第９４条第１項の規定により報告いたします。

令和５年９月２２日、請願第１号、日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。請願提出者、米子市博労町３－９０、鳥取県民主商工会連合会会長、奥田清治。請願の件名、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願。請願事項、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に上げてください。

請願の概要とその審議結果を報告いたします。

令和５年１０月１日から実施予定のインボイス制度は、令和３年１０月よりインボイス発行事業者登録が始まっており、国税庁の発表によると令和５年５月末のインボイス発行事業者登録数は約３１６万件、インボイス登録が必要となる事業者の６６．３％にすぎません。しかし、これには財務省が想定する登録が必要な事業者の１，６００万者を超えると言われるフリーランスが含まれていません。このような状況で１０月１日に制度を実施すれば、日本経済が大混乱に陥ることは必至です。鳥取県下でも、シルバー人材センター、道の駅、農協直売所、材木市場などに影響が出ています。インボイス制度実施による消費税の増収は、国税庁の試算では２，４８０億円、国

税庁の試算には含まれないフリーランス等への増税も考慮した試算では1兆365億円となっています。コロナ禍を脱却し、経済再建へと進み始めた中小企業や国民に消費税増税を押しつけることはできません。既存の取引慣行を破壊し、免税事業者を商取引から排除するインボイス制度は免税点制度を事実上廃止するもので、免税点制度ひいては消費税の基本法である税制改革法に反する不当な規定です。以上の理由により、インボイス制度の本年10月1日実施の中止を求めますというものです。

審議は9月8日午後1時30分から役場委員会室で行いました。出席者は教育民生常任委員5名、敬称を略しますが、江田、松田、長谷川、石原、私、河中と議会事務局より里局長の計6名です。

今回は米子市にあります鳥取県民主商工会連合会からこの請願について説明に来られ、インボイス制度についてこれまでの経過と今後の動向を見据えて丁寧にお話をされました。また、各委員からの質問にも分かりやすく答えていただきました。

その後、委員会で慎重審議の結果、採択2、不採択2の同数となり、委員長裁決で不採択となりました。

委員会での意見を少し紹介します。

まず、不採択としての意見は、消費税は上がるたびに国民を混乱させながらも誰もが払うものだと思っていた。インボイス制度は益税があるとか課税事業者との不公平があるとか消費税についていろいろ難しい点もあるが、やはり公平に払うべきだと思う。現在は10%の原則課税と8%の軽減税率が混在しているため計算が非常にややこしいが、インボイス制度で計算が容易になる利点がある。政府は益税はないと言っているが、簡易課税制度を利用している事業者の益税はあると思う。免税事業者といえども、消費税が入ったときには消費税をつけているところもある。赤字経営ではあっても何とか頑張っていたら、インボイス制度のせいにはいけないと思う。

次に、採択すべきとしての意見です。フリーランスの方とか赤字経営の商売人さんにも大もうけをしている事業者と同じ税率で税金をかけるのは問題だ。小規模の商売人さんは地域を支えているという一面もある。地域経済を守るためにもせめて導入を延期し、その間に制度の見直しをすべきだと思う。インボイス制度は益税かなと思っていたが、そうではないことが分かった。インボイス制度が導入されれば、シルバー人材センターでは仕事をやめてお年寄りが生きがいをなくしたり、中小企業もどんどん減ってしまうようなことになってはいけない。日本商工会議所などの団体からも延期、凍結、見直しが言われている。導入を延期して、見直しをしたほうがいい

という意見が活発に交わされました。

委員長の意見として、制度の導入が言われてから5年が経過し、3年前から事業者登録も始まっている。税務署が何度も説明会を開くなど国としても説明責任を果たそうとしている現時点において、実施の中止の請願は不採択とするいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、反対、賛成の順で行いたいと思います。

最初に、委員長報告に反対の討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。

請願第1号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願について、先ほど委員長の審査報告は不採択にすべきでした。

私は、委員長報告に反対し、採択をすることを求めて討論いたします。

私は、請願者に紹介議員になって頑張りたいので、ぜひとも陳情ではなく請願で出してくださいとお願いしました。今日、紹介議員としての役目を果たしたくこの場に立っております。議員の皆さんの御協力よろしくお願いいたします。

請願の趣旨説明にあります、コロナ禍を脱却し経済再建へと進み始めた中小業者に消費税増税を押しつけることはできません。免税事業者だけの問題ではありません。課税事業者にとっても、顔の見える地域での業者間のあつれきは地域経済の衰退につながります。

インボイス制度は、これまで複数税率化における適正な課税のためということで進められてきました。そもそも適正な課税といいますが、軽減税率適用以後の申告において特段の問題は起きていません。したがって、インボイス制度の立法事実は損なわれていると考えられます。

インボイス制度を導入することで益税が解消されるという主張もありますが、1990年の東京と大阪地裁で政府自らが預り金でないと主張し、結果的にこれらの業者が取引の相手から受け取った消費税は、消費税の相当額の一部が手元に残ることがあってもそれは取引の対価の一部でありとの性格は変わるわけではない。したがって、税額の一部を横取りすることにはならないとまで述べています。

そもそも免税点制度は、消費税の基本法で、税制改革法において消費税の仕組みについては我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮したものとするとの規定を具体化したものです。ですから、インボイス制度は、免税点ひいては消費税の基本法である税制改革法に違反する規定と言わなければなりません。

財務省のホームページでは、免税点制度は小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特別措置として法律で定められた制度であると説明しています。課税されない範囲は様々な税金に設定されているのに、消費税だけ殊さら免税点ができた当初から国民はみんな消費税を払っている、消費税を納めない免税業者はずるい、猫ばばしているなどなど心ない攻撃にさらされてきました。赤字でも商売を続けたいと懸命に頑張っている免税事業者に後ろめたい思いをさせ、国民を仲たがいさせるようなことがあってはなりません。

鳥取県内の事業者は、6割以上が免税事業者と言われています。鳥取県の経済を根っこで支えているのは中小業者です。結局のところ、インボイス制度が目指していたところは免税点をなくして税率を上げずに増税をすることだと国民は気づいています。

その消費税の欠陥を上げれば切りがありませんが、2点について訴え討論を終わりたいと思います。

まず1点目です。消費税の納税義務のある事業者は、売上げがあれば赤字でも納税しなければなりません。そのため滞納が発生しやすく、営業が破壊されるという欠陥です。仮に破産して新たな人生をやり直そうとしても滞納した消費税は免責されず残り続ける債務になり、破産後の生活再建を困難にします。

2点目は、1997年4月、消費税が3%から5%に引き上げられた頃から製造業がしきりに派遣を使うようになりました。消費税では社員の給料は控除の対象になりません。一方で外注や派遣会社への支払いは控除の対象になることから、企業は正社員を減らして派遣や外注に切り替えてきました。それに連動して、正社員の給料も上がらなくなりました。このように、消費税の仕組みには派遣を増やして給料を抑えることで景気を悪くしてしまう欠陥があります。インボイス制度は、将来の増税に向けた下準備とも言われています。

ぜひとも皆さんの御賛同いただきますようお願いいたします。以上で私の討論を終わります。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

長谷川議員。

○議員（4番 長谷川康弘君） 4番、長谷川です。

私は、請願第1号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願について、不採択とする教

育民生常任委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

インボイス制度とは、消費税における適格請求書等保存方式のことです。課税事業者でインボイス発行事業者から消費税率、消費税額等の記載義務を満たした請求書を保存することで、仕入れ税額控除を受けることができる制度です。インボイス制度を導入することによって、現在原則10%課税と軽減税率8%が混在している複数税率の消費税額の計算が容易となり計算ミスの減少が見込めること、また消費税は預かり税ではなく益税はないとされていますが、簡易課税制度適用事業者が納付する簡易課税と本来の原則課税額との差額が生じる益税はあると思っています。その減少を図ることもできます。

以上の観点から、インボイス制度の導入は不可避であると思われ、また本制度が10月1日から開始されることを鑑み、インボイス制度の中止を求める本請願は適当ではなく、私は請願第1号を不採択する委員長報告に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。

本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

日程第2 陳情第8号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第8号、日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正についての陳情を議題とします。

本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） ただいま議長のほうから御指摘をいただいております陳情第8号について、審査の経過と結果についての御報告をさせていただきます。

本陳情は、本年の8月16日受理、件名が日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正について

の陳情であります。請願及び陳情者の住所、氏名は、日吉津村日吉津 4 7 6 - 1、日吉津村の未来を考える会代表、石操氏からの提出でございます。

本陳情につきましては、9 月 8 日、本委員会室におきまして委員、前田、加藤、斉田、山路、以上委員列席の下、慎重審議を行っております。

本陳情につきましの概略を説明させていただきます。

本陳情は、添付書類が 2 部提出をさせていただいております。この本旨とされることは、このたびこの陳情に対して添付されております書類に対する本議会としての政治倫理に対する姿勢を問われるものでございまして、この内容については各手元にありますので割愛をさせていただきたいと思います。

まず、この陳情第 8 号の本旨とされるのは、本議会に提出をされております書類の倫理条例に対して、これは不適切であろうという指摘でございます。しかしながら、本委員会で審査をしておる間にこの文書が議会で公選法並びにその他にこれが不適合であるか否か、それともこれが配付された 2 通が議会に対する信頼を失墜させてなっておるものかどうかの点が問題となった経緯がございます。

しかしながら、これらの書類についてはあくまでもその当事者本人が特定の氏名並びにその団体において配付されたものであり、これは広く村民全体に信頼を失墜されたものであるとは事実判断がし難いということの論点で話を詰めたところであります。

結果的には、これについてはそれに疑うべき問題が発生するとは考え難いということで、本陳情につきましては不採択ということになりました。

その中では、後述に記されております、有権者の 5 0 分の 1 の連署をもってその代表者が請求をするということが可能であるということが記載をされております。これらについては、5 0 分の 1 以上がなくても、それを疑うに足る資料が添付されているときは、この審査会を設置することで明記をされております。ということは、審査請求者本人がそれを提出しなくても、自動的にそれが可能であるということを明記をされておるところであります。

ということから、これらにつきましては、これらの証憑書類並びにそれを疑うに足る資料ということには判断し難いということから、おのずと不採択であるということで決したものでございます。

ちなみに、この文書については、当該本人様がどうお考えなのかどうか分かりませんが、村民に対する誤解が生ずるおそれがあるものであり、これらは十二分に注意されるべきであるということも会議の中では申し添えたところでもございます。

それから、これはあくまでも陳情として提出をされておりますが、村民からの陳情でありますので、通常であればこれは請願に準ずる提出物であるということが、慎重さをやはり必要であるという判断によったところであります。

以上、結果としましては不採択であるということで、この結果は議員全会一致で不採択となったものでございます。

以上、簡単ではございますが審査の経過と結果について報告をさせていただきます。以上であります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） この8号については、私はこの件名にあるように有権者1人でも審査請求できる条例に改正してほしいというのが陳情の趣旨だと思うんですけども、それで次の9号が議員発議により審査会を立ち上げて議会で議論してほしいというふうに分けてあると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 先ほど私も壇上で言いそびれたと思っておりますので、この場で説明をさせていただきたいと思います。

次に9号が出てまいります。この8号は、村の議会の政治倫理条例に基づく50分の1の規定でございます。これについては、地方自治法並びに村の自治体の条例にも50分の1という数字はここに明記をされてる同一レベルのもので明記をしておるという判断でございます。それについての、あくまでも有権者の50分の1が、これを要するに提出される方というのが、これですと審査請求代表者ということになります。例えば本陳情を出された方が要するに審査請求代表者となられて、その方が50分の1をお集めになられて提出をされるというのがここに出たてでございます。それを審査請求者なしに、50分の1を集めるのはどなたが集めてまとめていかれるのか。それが要するに主語、述語が確定をしないものの中で50分の1を集めていかれても、そこで請求をするという効力が発揮できるのかどうかということは、若干そこで問題が生じていくのではないかなという判断で、50分の1というところは、ここで第7条2項に定める有権者の50分の1の規定がここで明記をされておるという判断であるというふうに認識をしております。それに基づいて委員会では、この判断が適切であるということから、この有権者の云々ということをちゃんと明記されておればよろしいのではないかなということを考え

たところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） 再度確認しますが、そうしますと、この８号については、私たちは有権者１人でも審査請求できる条例に改正していただきたい、それについて考えればいいですね。

それで伺いますけど、この陳情の提出者から陳情に至った思い等を直接聞き取りをされなかったという、その辺のことはどのような議論になったのでしょうかというのが１点と、２点目は、有権者５０分の１の賛同者の連署はハードルが高過ぎるというので、１人でも審査請求ができる条例にしてくださいという文言も入ってますけど、この１人、じゃあ１０人はどうか、２０人も駄目かと、そういったような議論はなかったのでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 江田議員からの質問で聞き取りをされなかったかされたかということにつきましては、こちらが聞き取りをするべき云々に足るということを申出をして、そこで議長にコンタクトを取っていただいてするのが聞き取り云々であるというふうに思っています。しかしながら、この条文から判断をしても、これは委員会に付託をされて請け負ったわけですから、それに対して粛々とそれは判断をしていくのが委員会の務めであると考えておりましたので、これについての聞き取り云々ということは、その委員会の中での判断の材料とはしておりません。

それから、５０分の１というこの規定の部分は、これが１人であったり２人であったり１０人であったりということの今御質問ですが、これについてはもう極端なと言いますと、地方自治法で定めておる５０分の１を引用しておりますが、そうしていきますと、国の国家法律の中の５０分の１いうものが適切であるやなしやみたいなことにもなっていくんですが、しかしながら冷静に考えていただければ、日吉津村の有権者数が今、二千五、六百ぐらいですかね、それで５０分の１になっていきますと何ぼですか、ちょっと頭が悪いんで、それべく候の数字であります。それがむちゃな数字であるのかそうではないのかということは客観的にやっぱりそこは判断をしていくべきであって、その５０分の１の数字というものの適正さといいたいまいしょうか、そこにやはり数の賛成をそこで同意いただける方の数字はそこにあるのではないかなというふうに判断しておるところであります。

それと、もう一つの論点ではっきりしておかなくてはならないのは、これを提出をされる方が５０分の１を３０分の１でもいい云々でもいいというよりも、これは１人でもそこがあった場合

にはその請求者、この陳情の提出者の方が責任なりこれらの思いの行使をどこで発揮できるかということが明確に出てこないように思うんですね。要するに請求する理がここで放棄をされるようになってしまうようなことになるんじゃないかなというふうに思うんですが、その部分では50分の1というところはそこで決定をしておりますので、その趣旨に基づいて行ったということであります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（3番 江田 加代君） はい。

○議長（山路 有君） 分かりましたか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。

本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立なしと認めます。したがって、陳情第8号は、不採択とすることに決定しました。

日程第3 陳情第9号

○議長（山路 有君） 日程第3、陳情第9号、日吉津村議会議員政治倫理条例の議会自らの審査会の設置についてを議題とします。

本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果について報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。

ただいまから陳情第9号についての概要と審査の結果について御報告をさせていただきます。

この件につきましても、先ほどの陳情第8号と同様の事案でございます。しかしながらここで

内容が違いますのは、この日吉津村議会政治倫理条例の第7条第1項に定める議員定数の3分の1以上の議員の連署をもって審査会を設置するように求められておるものでございます。

といいますのは、この8号、9号までも先ほど来私も口の滑舌が大変悪く聞こえておると思いますが、これは当事者が議場なり云々ということで同席をしておったり、そういったことが事案としてありますので、その部分については御配慮いただきたいと思っております。

ともあれ、本陳情については第7条各項に定めておりますのは、議員が不祥事並びにその他のもろもろで……。待ってくださいよ。正式な文章がここにあります。

議員が、要するにいかなる場合であっても品位と名誉を損なう行為により村民の議会に対する信頼を失墜させる行為を行った場合ということで御理解をいただきたいと思いますが、そういった事案が生じた場合には、議員の3分の1以上の連署をもって審査会をつくり、そして最終的にはどうするかということを判断しなさいということの規定でございます。それを陳情提出者は、議員が3分の1以上ということにかかわらず、1人であってもこの審査会を立ち上げることが可能になるようにしてくださいということがこの陳情の内容であります。

先ほどの8号でも申し上げましたが、こういう審査会を立ち上げて云々ということについては、やはりここで審査請求者がどのようにこの行為をしたいかということが第一義でありますから、それをもってせずに議員の1人であってもその条文の項目の行使が可能であるということの若干そこでは矛盾が生じておるのではないかなというふうに思います。

先ほど来、ここで前田、加藤、斉田、山路各委員とも慎重審議をしましてまいりました。その中で、やはりそこに至るまでの前段のそういった疑わしき文書であるものの提出案件が、本当にこれは懐疑的なものであるのか、一部分的なものの範疇である文書であるのか、それが特定できないものにあってこれを広く村民としての判断の中で、これは著しく不適切であるということの判断にはなかなかそこは至らないということになりましたので、採決の結果、全会一致で本陳情第9号については不採択とすべきという結果になりましたので御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 確認をしますけども、有権者の連署を求める規定は、9号の、倫理基準の内容そのものが連署に不向きな規定であるので、議会自らの判断で審査会設置の上、議論してもらいたいというような陳情の趣旨と理解していいですか。

○議長（山路 有君） 橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 先ほど江田議員の指摘で申されましたが、この陳情の内容で陳情の 8 号、それから 9 号についても、これらの 5 0 分の 1、そして 3 分の 1 というもののこの数字の規定が、最終的にこの陳情者の申されておられるのは、これらの数字が連署を求める行為は不可能と言えるほどハードルが高くということで指摘をされております。やはりそのこれがハードルが高いか低いか、それと疑いのある議員に優しい倫理条例と言わざるを得ないというような文言もここで記載をされております。そこはやはり、一つは客観的にこれらの数字が適切なかどうかという判断を私どもはしなくてはなりませんので、先ほど江田議員からの御指摘がありました、この 3 分の 1 が本当にハードルが高いのか低いのか。ちなみに今、日吉津村議会の議員は 1 0 名でありますから、これの 3 分の 1 といいますと 3.3 4 4 何ぼぐらいになるんですか。ということは、これについては問題であるという 4 人以上の方がなくてはこの問題は処理できないということになってまいります。それを 1 人であってもしようということになりますと、同じような事例でたまたまそういう指摘があって出された場合には、1 人でもあれば毎回でもやらなくてはならないという、議員 1 人からの発議であれば、そういった問題も生じてくる可能性もあるということも審査の中でも指摘事項としてはあったものでございます。

ということで、この 3 分の 1 の数字というものは、この倫理規定で定めておるものは適切であるし、現状でこれを 1 名であつたりそれであっても、それを改正をして直していくべきであるということについては、これは適切ではないということで、不採択ということの判断基準になったというふうに理解をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） この 9 号については、倫理条例の見直しを求める内容ではないと私は思ったんですけれども、議会自らの判断で審査会を設置して議論をしてもらいたいということだと思っていますので、これ条例改正をしてほしいというような内容ではないと思っていますけど、それ違いますでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 先ほど申しましたが、ここで記載をされておりますのがどういまいしょうかね、ここでは 3 分の 1 以上の議員の連署をもって、要するに 3 分の 1 以上のこの規定は、3 分の 1 以上の議員の同意があればその中の議員の中の一人が請求者にそこになって、それを進めていくという規定がここには入っております。

そしてこれで陳情されておりますのは、ここで言われております 3 分の 1 以上の議員をもって

審査会を設置するけども、これらの請求代表者からではなく、1人でもあればそこが可能であるよということに条例をそこで変更してほしいということの陳情であるように考えておりますが、理解の仕方がおかしいんでありましょくか。私どもはそのように判断をして委員会で審査をしたつもりでおりますが。以上であります。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） この9号について、件名を見ていただきますと、日吉津村議会議員政治倫理条例の議会自らの審査会の設置についての陳情ですので、条例を改正してくださいとそういう内容ではないと私は判断してますけども、違いますでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） これは読み返しといいますか、その判断といいますか、その部分の相違になってくるのかどうか分かりませんが、この陳情文書の2ページ目の冒頭の部分のこの考え方だと思うんですが、連署をもって議長は審査会を設置する。そこで、規定を適用するよう議論をしていただき云々ということでここを指定をしておられますので、規定を適用するということはおのずと適用できるようなものに変えていかなくてはそこは適用できないではないかなと思うんですが、というふうに考えて審査をしたように思っております。

○議長（山路 有君） 3回終わりましたので。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。

本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第9号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（山路 有君） 日程第４、議案第２７号、日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

原案について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） ありがとうございました。（発言する者あり）

陳情１０号は継続審査ですので、後から出てきますので。そのようになっています。継続審査の場合は後から出てきますので、そのように御理解いただきたいと思います。

そういたしますと、全員起立と認めます。したがって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第５ 議案第２８号

○議長（山路 有君） 日程第５、議案第２８号、令和５年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第３回）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

原案について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第６ 議案第２９号

○議長（山路 有君） 日程第６、議案第２９号、令和５年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

原案について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 30 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 30 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

原案について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 認定第 1 号 から 日程第 11 認定第 4 号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 8 から日程第 11 までは決算の認定に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 8、認定第 1 号、令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 2 号、令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 3 号、令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、認定第 4 号、令和 4 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上を一括議題としたいと思います。

本４議案については、本会議において議員全員で構成する決算審査特別委員会に審査を付託していますので、決算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（河中 博子君） 決算審査特別委員長の河中です。ただいまより決算審査の報告をいたします。少し長くなりますけれども、お付き合いください。

令和５年９月２２日、日吉津村議会議長、山路有様。日吉津村議会決算審査特別委員会委員長、河中博子。決算審査報告書。令和５年第３回定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

審査の事件名、認定第１号、令和４年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第２号、令和４年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号、令和４年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号、令和４年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上の４件です。

審査は令和５年９月１２日、１３日、２０日の３日間、日吉津村役場委員会室で行いました。委員の構成は議員全員です。敬称を略します。委員長、河中、副委員長、橋井、委員、加藤、江田、松田、前田、長谷川、斉田、石原、山路の１０名全員です。決算資料の説明員として出席していただきましたのは、小原総務課長、高塚室長、大武総合政策課長、橋田福祉保健課長、山路ひえづこども園園長、福井建設産業課長、井田教育長、横田教育次長、矢野住民課長、里事務局長です。

審査の結果を申し上げます。

認定第１号、全会一致で原案を認定。認定第２号、全会一致で原案認定。認定第３号、全会一致で原案認定。認定第４号、原案可決、認定となりました。

主な項目について、少し説明をさせていただきます。

認定第１号、一般会計歳入歳出決算。歳入総額は３５億１０７万７,０００円で、前年度比２.５％の減、歳出総額は３３億８,９９９万９,０００円で前年度比２.１％の減、翌年度へ繰り越す財源を除いた実質収支は９,７７４万９,０００円の黒字となっている。

歳入についてです。村税は９億８１７万円で前年度比１.５％の増、村民税のうち個人分は前年度並みであったが、法人分が９.４％の増となった。固定資産税は減収傾向にあったが、償却資産分の増収が見られた。これは設備投資の増加が要因である。滞納繰越額が増加傾向にあり、納税の受益者平等の原則に立ち返り収税に努められたい。地方交付税です。７億７,１５１万２,０００

円で前年度比8.4%の増。自主財源の低下に伴い、財源依存傾向にある。国庫支出金3億6,467万円で、前年度比9.8%の減となった。新型コロナウイルス対策に伴う地方創生臨時交付金が増えたものの、子育て世帯などへの減額が主な要因である。寄附金は7,266万5,000円で、前年度比25.3%の減。企業版ふるさと納税は増加したが、個人のふるさと納税が大幅に減少したことが主な要因である。ふるさと納税は貴重な財源であり、返礼品を含め村のPRに努められたい。村債7億60万5,000円で、前年度比16.3%の増。これはミライトひえづの建設による保育所等複合施設整備事業が主なものである。

歳出について申し上げます。総務費では5億3,955万2,000円で、前年度比2.8の減。民生費は16億8,315万3,000円で、前年度比14.0%の増。主なものとしてミライトひえづの建設とこれらの運営等に関する経費によるものである。衛生費1億8,539万6,000円、前年度比2.2%の減。これは新型コロナPCR検査事業の減少によるものである。土木費は1億4,341万8,000円で前年度比22.8%の増。村道改良や海浜運動公園管理棟トイレ改修が主なものである。教育費2億5,919万円で前年度比0.3%の増。教育総務費と小学校費が増加したが、その他の費目で均衡されている。以上です。

続いて認定第2号、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてです。歳入総額は3億6,314万8,000円で前年度比1.9%の増、歳出総額は3億6,003万9,000円で前年度比1.9%の増となりました。被保険者数は近年減少傾向にあるが医療費は増加しており、健康の維持、増進に向けた取組を進められたい。また、保険料滞納の解消と健全な国保会計の運営に努められたい。

認定第3号です。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。歳入総額は5,534万円で前年度比23.9%の増、歳出総額は5,529万2,000円、前年度比24.2%の増となった。被保険者数は533人、今後高齢者数や納付金の増加が予測される。保険料の滞納も僅かながら発生しており、今後の適正な事業運営に努められたい。

最後です。認定第4号、下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算。収益的収入は1億5,056万3,000円で前年度比233万2,000円の減、収益的支出は1億2,995万4,000円で前年度比451万9,000円の減で黒字となった。資本的収入415万1,000円で、受益者からの負担金のみである。資本的支出は5,610万3,000円で、建設改良費と企業債償還金である。今後はうなばら荘廃業による減少と企業債の額面や利率を考慮した借換えなど、適切な運営を検討されたい。

附帯意見といたしまして、審査の過程で次年度予算編成及び今後の見直しのため別紙附帯意見

を添付する。なお、審査における指摘事項については速やかに検討の上、議会との協議の場において回答されたい。

最後に、一般会計ほか歳入歳出決算に対する附帯意見を申します。

総務課。１、夢はぐくむ村づくり基金の使途については、村民の意見を反映する場を設けられたい。

福祉保健課。１、まちの保健室を有効活用するため、保健師をそれぞれ各自治会に配置し実施されたい。２、児童館に正規職員を配属されたい。

総合政策課。１、ひえづ１１３チャンネルの加入率向上に努められたい。２、現在一人で担当しているひえづ１１３チャンネルの制作体制を複数にされたい。３、コミュニティ活動支援事業を自治会だけではなく広く村づくりに活用されたい。

住民課。１、ＳＤＧｓの活動を村全体の重要施策として取り組まれたい。

建設産業課です。１、村の花チューリップの維持が危機に陥っている。行政主導で取組を強化されたい。２、海岸の保安林を適宜間伐し、環境整備に努められたい。３、通称ふれあい道路からヴィレステに入る入り口をカラー舗装されたい。

最後に教育委員会です。１、村指定文化財の維持をさらに改善、強化されたい。２、中学生、高校生のボランティア活動のバックアップを強化し推進されたい。３、村誌発行から４０年近くたっている。早急に続編の刊行に向けて取り組まれたい。

以上で決算審査全ての報告を終わります。

○議長（山路 有君） 御苦労さまでした。

そうしますと、認定第１号から認定第４号まで、委員長報告は全会一致で認定すべきものとなっております。

この際、質疑、討論ないものとし、採決は議案ごとに行いたいと思います。

これから認定第１号の採決を行います。

本議案に対する委員長の報告は、全会一致で認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、認定第１号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第２号の採決を行います。

本議案に対する委員長の報告は、全会一致で認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第3号の採決を行います。

本議案に対する委員長の報告は、全会一致で認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第4号の採決を行います。

本議案に対する委員長の報告は、全会一致で可決、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり可決、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、原案のとおり可決、認定されました。

日程第12 同意第16号

○議長（山路 有君） 日程第12、同意第16号、日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

原案に同意される方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、同意第16号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13 日吉津村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（山路 有君） 日程第１３、日吉津村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

本件は地方自治法第１８２条第１項及び第２項の規定により、選挙管理委員４名と補充員４名を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議あるいは質疑はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

日吉津村選挙管理委員会委員には、真砂昇平氏、村上順一氏、佐々木陽子氏、重松由理子氏、以上４名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました方を日吉津村選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました真砂昇平氏、村上順一氏、佐々木陽子氏、重松由理子氏の４人が日吉津村選挙管理委員に当選されました。

日吉津村選挙管理委員会補充員には、第１順位、加藤幹雄氏、第２順位、西珠生氏、第３順位、中口京子氏、第４順位、佐々木正人氏、以上４名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました補充員の順序に従いまして、日吉津村選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第１順位、加藤幹雄氏、第２順位、西珠生氏、第３順位、中口京子氏、第４順位、佐々木正人氏、以上の方が順位のとおり日吉津村選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第 1 4 諮問第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 4、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり西珠生氏を人権擁護委員に推薦したい旨、村長から文書にて意見を求められております。なお、人権擁護委員の任期は 3 年であります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。人権擁護委員の推薦について、西珠生氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦については、西珠生氏を適任とすることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 5 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 1 5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。この件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 6 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（山路 有君） 日程第 1 6、総務経済常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、目下委員会において継続中の事件、陳情第 1 0 号、日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正についての陳情、中身としてはコンプライアンス基準の追加改正につ

いて、審査日時不足のため会議規則第75条の規定において閉会中の継続審査の申出があります。

これから委員長の申出に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決をします。この採決は起立によって行います。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。総務経済常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第17、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

県外での調査でありますので、総務経済常任委員長の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） ただいま議長よりお許しをいただきました。

先ほど議長のほうからあったとおり、閉会中の継続調査についての申出をさせていただきたいと思います。

本委員会は、下記の事件について閉会中の継続調査とすることに決定をいたしましたので、会議規則第75条の規定により申出をさせていただきます。

視察調査につきまして、調査事件、まちづくりについて、地域活性化について。調査地、中四国地方方面。調査期間は、本年5年11月上旬から下旬にかけて終了させていただきたいと考えております。経費については予算の範囲内です。調査事件については、海岸沿線の活性化並びに道路沿線の活性化、特に日野川右岸堤線を含め海岸沿線のまちづくりについて、それから王子製紙の増床・増益に伴う地域活性化等についての村の経済、そして地域バランス、そして431沿

線に行われる都市計画についての一弾の都市計画づくりについて調査をしてみたいと考えておるところでございます。

以上、御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

県外での調査でありますので、教育民生常任委員長の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。閉会中の継続調査について申出をいたします。

日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。閉会中の継続調査の申出書。本委員会は、下記の事件について閉会中の継続調査とすることに決定いたしましたので、会議規則第 75 条の規定により申出をいたします。

調査事件、1、インクルーシブ保育について、2、子育て支援について。調査地、大阪府泉南市、大阪市、兵庫県加西市。調査期間、令和 5 年 10 月 17 日から 19 日まで 2 泊 3 日。経費は予算の範囲内です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案は全て終了いたしました。

これをもって会議を閉じ、令和 5 年第 3 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 5 分閉会
